省　令

○国土交通省令第六十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　法第十三条第一項第九号に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する業務に関する事項 十～十八　（略） （繰延収益（新幹線資産）） **第十条**　建設勘定においては、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一項に規定する営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設（以下「新幹線鉄道施設」という。）に係る会計処理のため、貸借対照表の負債の部に繰延収益（新幹線資産）の勘定科目を設けて計算するものとする。この場合において、繰延収益（新幹線資産）は、新幹線鉄道施設に係る資産の減価償却費の額の一部を繰延収益（新幹線資産）戻入として損益計算書の収益に計上するものとする。 2　前項の計算は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額を繰延収益（新幹線資産）として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。 一　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　法第十三条第一項第九号に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務に関する事項 十～十八　（略） （新幹線資産見返負債） **第十条**　建設勘定においては、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一項に規定する営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設（以下「新幹線鉄道施設」という。）に係る会計処理のため、貸借対照表の負債の部に新幹線資産見返負債の勘定科目を設けて計算するものとする。この場合において、新幹線資産見返負債は、新幹線鉄道施設に係る資産の減価償却費の額の一部を新幹線資産見返負債戻入として損益計算書の収益に計上するものとする。 2　前項の計算は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額を新幹線資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。 一　（略）
二　機構の新幹線鉄道に係る業務に係る繰延補助金等（資産）戻入、繰延負担金（資産）戻入及び繰延収益（新幹線資産）戻入の合計額 三・四　（略） **附　則** （特例業務勘定繰入金見返負債） **第四条**　（略） 2　前項の繰入金をもって新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還を行ったときは、当該債務の償還額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額し、繰延収益（新幹線資産）として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。 3・4　（略）	二　機構の新幹線鉄道に係る業務に係る資産見返交付金戻入、資産見返補助金戻入、資産見返負担金戻入及び新幹線資産見返負債戻入の合計額 三・四　（略） **附　則** （特例業務勘定繰入金見返負債） **第四条**　（略） 2　前項の繰入金をもって新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還を行ったときは、当該債務の償還額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額し、新幹線資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。 3・4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第二十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分とし、	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘と